

うるま市水道庁舎空調設備保守管理業務特記仕様書

- | | |
|----------------|---|
| 1. 設 置 場 所 | うるま市水道庁舎 |
| 2. 業 務 対 象 設 備 | 空調機器及び換気機器 |
| 3. 契 約 期 間 | 令和7年4月1日から令和9年3月31日まで |
| 4. 業 務 内 容 | <p>(1) 機器内外の清掃及び洗浄</p> <ul style="list-style-type: none">①エアークリフター清掃②冷却コイル点検（汚れや臭いの確認）③ドレンパン点検（汚れや臭いの確認）④室内機カバー清掃⑤ドレン管清掃（サーバー室・印刷室のみ） <p>(2) 換気機器（送風機・排風機）の点検</p> <ul style="list-style-type: none">①モーター絶縁点検（音の確認、汚れの確認）②換気機器の清掃 <p>(3) 圧縮機及び冷媒配管の点検</p> <ul style="list-style-type: none">①振動及び騒音点検 <p>(4) パッケージエアコンの点検</p> <ul style="list-style-type: none">①高圧②低圧 <p>(5) フロン排出抑制法による空調機器の点検について</p> <ul style="list-style-type: none">①簡易点検②定期点検 <p>(6) 作業回数は下記のとおりとし、作業月日は水道部と協議するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 機器内外の清掃及び洗浄<ul style="list-style-type: none">①～④は、年5回行う。（6～10月）⑤は、年1回行う。(2) 換気機器（送風機・排風機）の点検<ul style="list-style-type: none">①～②は、年2回（4月・10月）行う。(3) 圧縮機及び冷媒配管の点検<ul style="list-style-type: none">①は、年1回（10月）行う。(4) パッケージエアコンの点検<ul style="list-style-type: none">①～②は資材名簿②のみ、4月に1回行う。(5) フロン排出機器（空調機器）の点検<ul style="list-style-type: none">①は年3回（7月・10月・1月）行う。②は年1回（4月）行う。 <p>(7) 法令により作業等を行う者の資格が定められている場合は、当該資格を有する者が当該作業を行わなければならない。</p> |
| 5. 故障時等の対応 | 不時の故障等が起きたときは、速やかに技術員を派遣し、適切な処置を行うものとする。 |

6. 契 約 外 料 金

次の場合に於ける費用は、水道部の負担とする。ただし、有償修理の場合は、修理前に水道部に申し出るものとする。

- (1) 使用上の損耗劣化による部品の交換、冷凍機油、冷媒、モーター油の補給
- (2) 庁舎工事或いは機器の構造上の欠陥によらない故障又は破損の修理
- (3) 塗装替工事及び水道部の取扱不良に基づく故障、破損の修理
- (4) 正規の使用条件以外での使用に起因する故障、破損の修理
- (5) 天災、火災等の不可抗力による故障、破損の修理

7. 報 告 書 等

- (1) 作業に当っては、計画表を作成し、水道部の承認を受けるものとする。
- (2) 規定の保守作業終了後は、報告書（空調機器及び換気機器清掃写真図）を提出し水道部の承認を得るものとする。
- (3) フロン排出抑制法による空調機器の点検終了後は、記録簿を提出し水道部の承認を得るものとする。